

クランク軸の製造法承認試験に関する事項

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

クランク軸の製造法承認試験に関する事項

改正理由

通常の鍛造方法とは異なる RR 鍛造，TR 鍛造，型打鍛造等の特殊な鍛造方法で製造される一体形クランク軸，全ての半組立形クランク軸のクランクスロー及び全組立型のクランク腕（以下，クランク軸という。）に対しては，船用材料・機器等の承認及び認定要領において，製造品質等の確認を目的とした製造方法の承認試験を実施するよう定めている。本承認試験においては，クランク軸の強度評価を行うための引張試験及び延性並びに靱性を評価するための曲げ試験あるいは衝撃試験を全てのクランク軸に要求している。

上記試験の試験片採取に関し，現行規則では，いずれの試験においてもクランク軸の関連部位から一様に試験片を採取するよう規定している。今般，クランク軸の形状及び構造を考慮し，各部位に生じる応力，応力の加わる方向並びに応力集中度を考慮して，当該試験に関し，必要十分，かつ，合理的な試験片採取位置となるよう関連規定を改めた。

改正内容

クランク軸の製造法承認試験における試験片採取位置に関し，引張試験及び衝撃試験（又は曲げ試験）を要求する各々の採取位置を改めた。